

食料・農業・農村基本計画の概要

平成22年4月

文責：晴佐久

1. はじめに

新たな「食料・農業・農村基本計画」(以下、基本計画)が3月30日(火)に閣議決定された。そこで、新たな食料・農業・農村基本計画のポイント及び農業農村整備に関して取り組むべき主要な施策としてまとめたので、業務の参考として頂きたい。

2. 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

基本計画では、第1の『食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針』(以下、基本的な方針)で、今後10年程度の間に取り組むべき施策の対応方向を示すとともに、施策の展開について政策改革の視点を提示し、既存の施策の見直しや新たな施策の導入を進めていくことを通じて、平成32年度までに供給熱量ベースでの総合食料自給率50%の達成を目指すことを掲げている。

第2の『食料自給率の目標』で、穀物を中心として食料自給率を最大限向上させていくことや第1に掲げた政策の方向を基本として政策体系への転換を行うこと等の食料自給率目標の考え方を示し、生産資源を最大限活用することや現在の食生活の中に国産農産物を上手に取り込んでいく等の食料自給率向上に向けた取組を進めることとしている。

第3の『食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策』(以下、講ずべき施策)で、食料の安定供給の確保、農業の持続的発展、農村の振興に関する個別の施策について詳述し、さらに「食料・農業・農村に横断的に関係する施策」として、農林水産分野の変革を実現するための包括的な技術・環境戦略を平成22年中に策定することや、国民全体による食料・農業・農村の維持・再生のための運動を推進することを盛り込んでいる。

最後の第4の『食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項』として、官民一体となった施策の総合的な推進、国民視点に立った政策決定プロセスの実現、財政措置の効率的かつ重点的な運用を図ることとされている。

なお、講じるべき各施策等の具体的な数値目標のうち、農業農村整備に関する事項として、平成32年に農地面積461万ha(現状維持)、耕地利用率108%と設定されている。

具体的な内容については、別図『国民全体で支える農業・農村の機能や評価』及び『新しい食料・農業・農村基本計画のポイント』を参照して頂きたい。参考までに、(i)総論及び(ii)基本的な政策についてまとめたので参照して頂きたい。

(i) 総論『まえがき』

基本計画では、過去の農政の検証を行った上で新たな政策の対応方向を示している。政府として、食料・農業・農村政策を日本の国家戦略の一つとして捉え、国民全体で農業・農村を支える社会の創造を目指し、「食」と「地域」の早急な再生を図っていくこととしている。

具体的には、政府は、本基本計画を、農業を通じて国民の命と健康を守り、さらには我が国の経済、環境、伝統文化等を含めた国民の生活を豊かなものとするための指針として位置付けた上で、各般の施策を関係府省の連携の下で総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

国民全体で支える農業・農村の機能や価値

農業が有する食料の安定供給機能や多面的機能は、国民全体が直接的・間接的にその利益を受けている一方、こうした機能や価値は、農産物の価格等に反映されていない。このため、消費者をはじめとする多様な主体が農業・農村の有する魅力を深く理解し、様々な価値を共有し、それを支えていくことの必要性を認識することが重要。



農林水産省HPより引用

新しい食料・農業・農村基本計画のポイント2

現行の基本計画	新しい基本計画
【食料自給率】 >平成27年度45%の目標を定める。	>平成32年度の目標として50%まで引き上げること を明記。
【食の安全と消費者の信頼の確保】 >科学的原則に基づいたリスク管理に 大きな力点。	>「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、食品供 給行程の取組(HACCP, GAP, HACCP)に力点。
【経営対策】 >施策の対象となる農業者を明確化し た上で施策を集中的・重点的に実施。	>戸別所得補償制度の創設により、すべての農業者 が農業を継続し、経営発展に取り組める環境を整備
【農業・農村の6次産業化】 >「6次産業化」のように、農業・農村の 所得を確保するための体系化された 施策や「ビジョン」といった農村の将来 像等を明確に示すものが存在せず。	>バイオマスなどの資源と産業を結びつけ、地域ビジ ネスの展開等を図る農業・農村の6次産業化を推進 >集落機能の維持と地域資源・環境の保全を推進し、 農山漁村の将来像を明確化するため、関係府省が 一体となって農山漁村活性化ビジョンを策定

農林水産省HPより引用

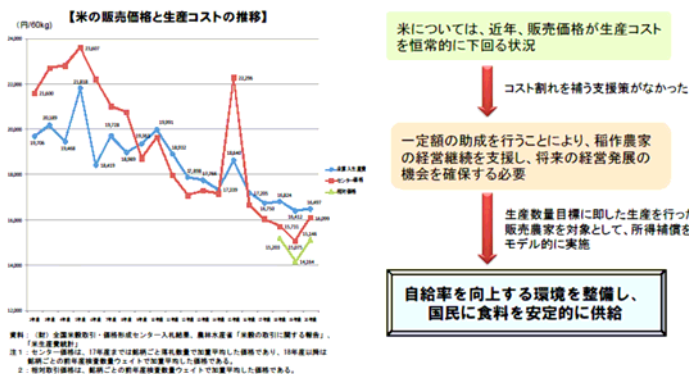
(ii) 基本的な政策

【戸別所得補償制度の導入】

農業が産業としての持続性を維持するために意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備することを目的として、戸別所得補償制度を導入することとしている。具体的には、平成22年度より戸別所得補償モデル対策を実施し、米を生産数量目標に即して生産した販売農家・集落営農に対して標準的な生産費用と販売価格の差額分を直接交付するとともに、戦略作物の生産に対して主食用米並みの所得を確保し得る額を直接交付する。そして、今年度の実施状況を踏まえて、今年度の実施状況を踏まえて、戸別所得補償制度を導入するための制度設計等を行うこととしている。

【農業の持続的発展】 戸別所得補償制度の導入

○ 小規模経営を含む意欲あるすべての農家が農業を継続できる環境を整備し、農業を再生するため、新たに国から農業者に直接交付する戸別所得補償制度を導入し、モデル事業から本格実施への道筋を提示。



農林水産省HPより引用

【「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに適った生産体制への転換】

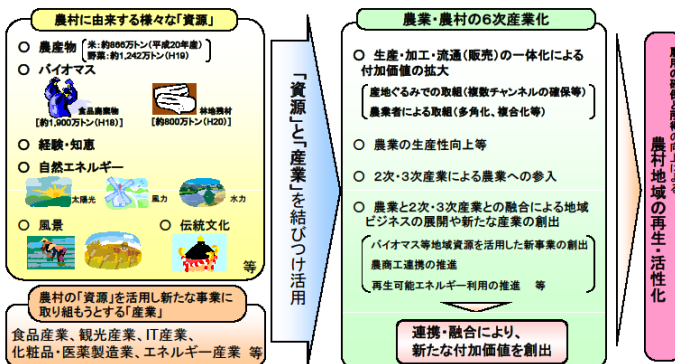
食に対する消費者ニーズに適った生産体制に転換するために、「後始末より未然防止」の考え方を基本として、科学的知見に基づく施策の推進に加え、トレーサビリティ・システム、危害分析・重要管理点(HACCP)、農業生産工程管理の定着を実現することを目標に掲げている。

【6次産業化による活力ある農山漁村の再生】

農山漁村地域の農林漁業者を含む多様な事業者が農山漁村に存在するあらゆる「資源」を活用した新たなビジネスに取り組めるようにするために、必要な支援策を講じることとしている。着眼点として、この取組により、地域資源により産み出された付加価値のより多くの部分を農山漁村地域に帰属させ、若者や子どもが希望を持って農山漁村に定住できる地域社会の再生を目指している。

【農業の発展と農村の振興】 農業・農村の6次産業化

○ 雇用と所得を確保し、若者や子どもも集落に定住できる社会を構築するため、農業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農業・農村の6次産業化を推進。

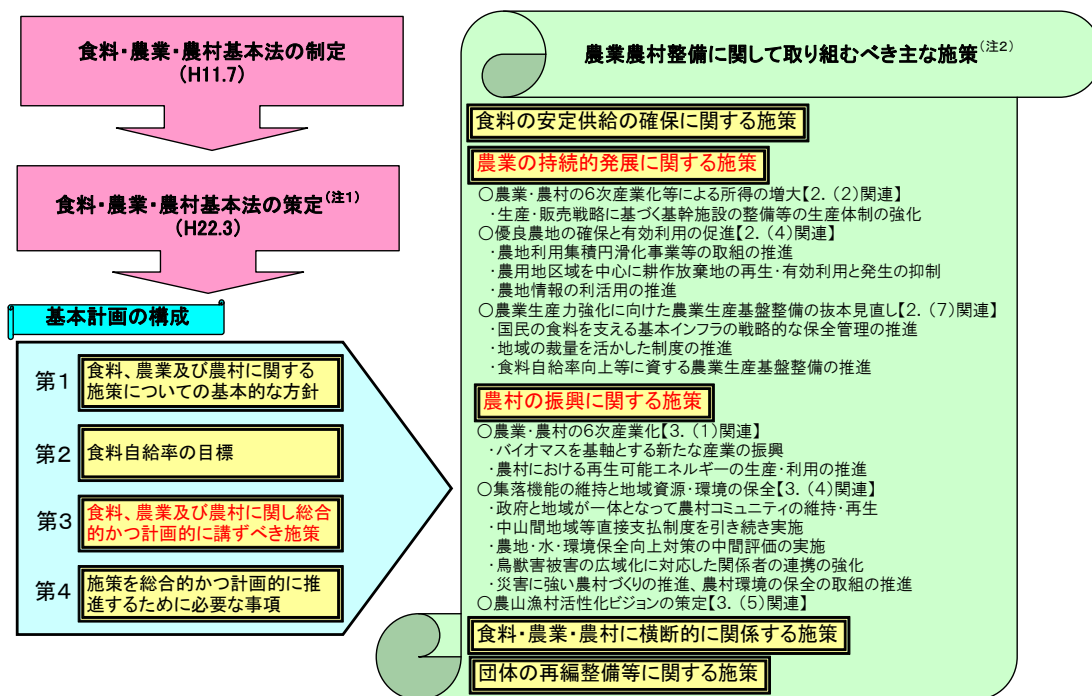


農林水産省HPより引用

3. 農業農村整備に関して取り組むべき主な施策

農業農村整備に関しては、基本的な方針1. (4)「優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立」で、農地の量的な確保に併せて、農地や農業用水等の整備の保全管理をより効果的・効率的に行うため、地域のニーズに応じて、農地の排水対策、水利施設の補修や更新など、必要な農業生産基盤の整備等を今後とも推進すると位置付けられている。また、政策改革の視点として、3. (2)「施策対象者が主体性と創意工夫を発揮する施策の展開」において、農業生産基盤や施設等の整備においては、機能性や安全性を確保した上で、地域の実態に見合った、より低コストかつ効率的な整備がなされるよう改善を図ることが盛り込まれている。

上記、基本的な方針に基づき、第3の講ずべき施策に記載されている農業農村整備に関して取り組むべき主な施策について、本文を抜粋しながらまとめたので参考として頂きたい。



(注1)これまで平成12年3月及び平成17年3月に2回策定されており、今回は3度目の策定となる。

(注2)第3の講ずべき施策の中で、農業農村整備に関して具体的な記載のある施策の内、主なものを抜粋して記述している。

4. まとめ

今次取りまとめられた基本計画は、前回の基本計画の内容と比較して、具体的な数値目標や施策目標について数多く盛り込まれています。また基本計画では、国民全体で農業・農村を支える社会の創造を目指しており、今後、皆様方の一層のご理解・ご協力をよろしく願います。